

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成21年5月28日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第22号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和33年墨田区条例第19号）の一部を次のように改正する。

付則に次の1項を加える。

- 10 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第26条第2項及び第3項並びに第27条第2項及び第3項の規定の適用については、第26条第2項中「100分の135」とあるのは「100分の120」と、同項ただし書中「100分の115」とあるのは「100分の105」と、同条第3項中「100分の135」とあるのは「100分の120」と、「100分の70」とあるのは「100分の65」と、「100分の115」とあるのは「100分の105」と、「100分の57.5」とあるのは「100分の52.5」と、「100分の120」とあるのは「100分の120を」と、「100分の72.5」とあるのは「100分の72.5を」と、第27条第2項中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」と、同条第3項中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の37.5」とあるのは「100分の32.5」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」と、「100分の45」とあるのは「100分の40」とする。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 平成21年6月の期末手当及び勤勉手当を次の表の左欄に掲げる規定により算定することとした場合における当該規定に規定する割合とそれぞれ同表の右欄に掲げる規定によりこれらの手当を支給する際に現に用いられる当該規定に規定する割合との差に相当する割合に係るこれらの手当の取扱いについては、区長は、この条例の施行後に特別区人事委員会の行う平成21年度の期末手当及び勤勉手当に係る勧告の内容等を踏まえ、必要な措置を講ずるものとする。

この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」と	改正後の条例付則第10項の規定による読替え後の改正後の条例第26条第
------------------------------------	------------------------------------

<p>いう。)付則第10項の規定による読替え前の改正後の条例第26条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</p>	<p>2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</p>
<p>改正後の条例付則第10項の規定による読替え前の改正後の条例第27条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</p>	<p>改正後の条例付則第10項の規定による読替え後の改正後の条例第27条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</p>